

スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体用）

【原則5】 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに組織運営に係る情報を積極的に開示することにより組織運営の透明性の確保を図るべきである。

【補足説明】

- 法人格を有する一般スポーツ団体においては、貸借対照表等法令に基づく情報開示を適切に行うことが求められる。また、法人格を有しない一般スポーツ団体においても少なくとも年度ごとの収支報告について開示することが求められる。

- また、法人格の有無にかかわらず、以下のような情報について積極的に開示することが望まれる。
 - ① 組織運営に重要な影響を及ぼし得る役職員の選任に関する情報
 - ② 各団体のステークホルダーに重要な影響を及ぼし得る情報（例えば、**選手選考を行っている団体においては選手選考に関する規程等**が考えられる。）
 - ③ ステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から開示することが適当と考えられる情報（例えば、団体の活動に当たって会費の徴収や寄附の募集等を行っている場合これらの会計処理（使途等）の状況等が考えられる。）

- さらに組織運営の透明性を確保し、適正なガバナンスを実現するとともに開かれた一般スポーツ団体としてステークホルダー及び国民・社会から信頼を得るためにはガバナンスコードの遵守状況に関する情報についても積極的に開示することが求められる。

- 開示の方法については、特段の理由がない限り**当該スポーツ団体のウェブサイト等での開示**が望まれる。なお、ウェブサイトを持っていない一般スポーツ団体においては、上部団体等のウェブサイト等を利用して開示することが望まれる。